

なは女性センターだより

336号

2024.3.15発行

発行：那覇市総務部平和交流・男女参画課/なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-1 (なは市民協働プラザ1F)
TEL. 098-951-3203 FAX. 098-951-3204
Email: s-heidan002@city.naha.lg.jp

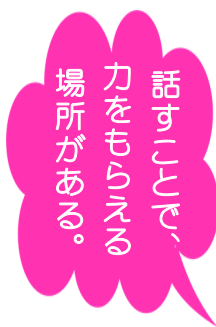


▲令和6年度ポスター(内閣府)

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」。

相談しやすい社会を、みんなで作ろう。

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。
「被害にあっているかも。」と思ったら、ひとりで悩まずご相談ください。



with you おきなわ
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
TEL #8891

24時間
365日



※繋がらない場合は、098-975-0166へ

性暴力の被害にあわれた方の意思を尊重しながら、医療的支援を含めた必要な支援を行っています。24時間365日体制で相談を受け付けていますので、いつでも相談できます。

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。

月間中は、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害者に対する周りの人からのサポートの必要性などの啓発を行っています。「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を、社会全体に広げています。

内閣府性暴力に関するSNS相談
(キュアタイム)



警察庁
性犯罪被害者電話相談

ハートさん
#8103



那覇市では、「思春期の心と体」のための意識啓発事業を実施しています。

平和交流・男女参画課では、2003年度からNPO法人おきなわCAPセンターに委託し、市内公立中学校を対象に、思春期の子どもたちの「人間関係づくりを考える」プログラムを実施しています。

このプログラムは、若年者同士の「デートDV」等の問題を取り上げ、①人間関係のパターンに気づくチャンスにする、②自己肯定感を高めるための知識とスキルを持つ、③暴力の連鎖を断ち切ることなど、暴力やいじめの防止を図ることを目的として実施する事業です。

毎年年度末に、市内各公立中学校へ実施希望を募っています。2024年度は、新中学1年生及び2023年度未実施の新2年生を対象に、令和6年5月～令和7年3月の期間に実施予定です。



リーフレットも配布しています。

CAPとは、

Child Assault Prevention
(子どもへの暴力防止)の頭文字です。

わかりやすい言葉で人権概念を教え、子どもたちがいじめ、体罰、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力に対して何が出来るかを、子ども、親、教職員、地域の人々に伝えるCAPプログラムを提供しています。



「刑法(性犯罪規定)改正」～何がどう変わったのか～

日時:2024年2月3日(土) 午後2時～4時 (参加者20人)

講師:林 千賀子弁護士(ゆい法律事務所 弁護士)



講師の
林千賀子弁護士

ちがこ

講師の林 千賀子弁護士に「性的自己決定権と刑法改正一性犯罪に関する刑法改正の内容と背景、現在の課題について」をテーマにお話しいただきました。

講座のようす



2017年6月、明治40年の制定以来110年ぶりに性犯罪規定が改正されました。

- ①「強姦罪」→「強制性交等罪」となり、
 - ◆これまで女性に限っていた強姦罪の被害対象者が性別を問わない形となり、性交のほか、肛門性交、口腔性交も処罰対象として含み、男性の被害者も想定されることとなりました。
- ② 強制性交等罪の法定刑では、下限を懲役3年→5年に引き上げ、致死傷罪の下限が6年以上になりました。
- ③ 「非親告罪化」
 - ◆被害者の告訴がなくても起訴できることになりました。
- ④ 「監護者性交等罪」
 - ◆18歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることになりました。

そして、2023年7月13日施行された「刑法性犯罪規定の改正」では、

- ① 「強制性交罪」+「準強制性交罪」=「不同意性交罪」
 - ◆「同意ない性行為は犯罪になり得る」と明確にしました。
- ② 「公訴時効期間の延長」
 - ◆不同意性交等致傷罪 15年→20年
 - 不同意性交等罪 10年→15年
 - 不同意わいせつ罪 7年→12年
- ③ 性交同意年齢は「16歳以上」に引き上げ
 - ◆同年代の恋愛までも処罰されかねないという意見も出たため、被害者が、13歳から15歳の場合の処罰の対象は「5歳以上」年上の相手としています。

- ④ 配偶者間で性犯罪が成立することの明文化
 - ◆同意のない性交と認定できれば「不同意性交等罪」が成立します。
 - ⑤ 身体の一部または物を挿入する行為の取扱いの見直し
 - ⑥ 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設
 - ⑦ 「撮影罪」・「提供罪」の新設
 - ◆わいせつな画像を撮影したり、第三者に提供したりする行為などを取り締まる。
- 等が改正されました。

「相手の同意を確認せずに性行為をした者は罰せられる」。

性暴力、性被害をなくすためには、「性的同意」を得ることを社会通念にしていくことが必要です。それには、「性的同意」について語れる関係を築いていく努力や工夫が大事です。

「性的自己決定権」=「いつ、どこで、誰と、どのような性的関係を持つのか、持たないかを定める権利」の意識を醸成していくことが必要となります。

最後に、イギリスの警察が制作した動画、「Tea Consent」(<https://youtube/-cxMZM3bWy0>)を紹介していただきました。

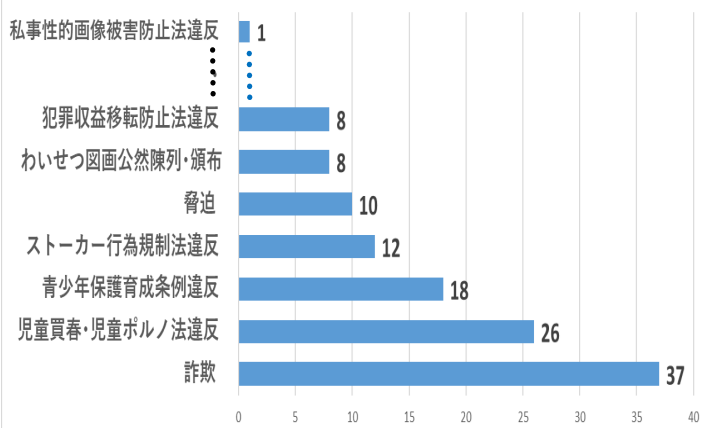
「Tea Consent」は、性行為の同意を紅茶にたとえ、「紅茶はいかがですか?」と言われて意思を確認してから紅茶を提供する。SEXだって同じであり、「同意がすべて」だというわかりやすい動画を視聴しました。

「Consent for kids (日本語版)」ぜひ、この動画を友人や知人とご覧いただきたいと思います。



▲「Tea and Consent」の一場面(YouTubeより)

令和5年度中のサイバー犯罪の検挙内訳(一部抜粋)



出所:「沖縄県警察本部ホームページ」2024.2.27公表データより作成

左記のデータは、2024年2月に公表された「沖縄警察本部」のサイバー犯罪の令和5年中の検挙件数の内訳です。検挙内訳総数137件中、上位を占めた罪種件数の多くが性犯罪に関連したものとなっています。

検
挙
事
例

- 【児童買春・児童ポルノ法違反】
被疑者は、18歳に満たない児童に対し、わいせつな動画を撮影させ、SNSを介して送信させた。
- 【沖縄県青少年保護育成条例違反】
被疑者は、SNSを利用して知り合った18歳に満たない児童に対し、物品を与える約束をして、わいせつな行為をした。
- 【ストーカー行為規制法違反】
被疑者は、被害者に対し、SNSのダイレクトメッセージを連続送信するなどのストーカー行為をした。

なは女性センターのご案内

当センターでは、女性学講座の開催や、個人及び団体の自主的な活動を支援し、交流の場を提供しています。

また、女性に関する諸問題解決のため、相談室「ダイヤルうない」では、電話相談・面接相談・法律相談・性の多様性に関する相談のほか、「ストップ・DV」情報提供を行っています。

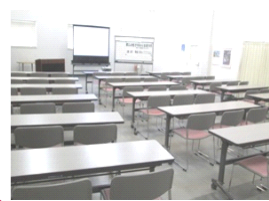
(*詳しくは、裏表紙をご覧ください)



学習室のご利用について



★第1学習室(45,4㎡)
10人～15人くらいの会議
にむいています。
(テーブル5台・イス20脚)



★第2学習室(110,7㎡)
40人～50人規模の
学習会等をする場と
して利用できます。
(テーブル20台・イス80脚)

利用時間 *準備から後片づけを含みます

月～金曜日	土曜日
①朝の部 9:00～12:00	①朝の部 9:00～12:00
②昼の部 13:00～16:30	②昼の部 13:00～16:30
③夜の部 17:00～20:30	

なは女性センター学習室利用申請について

なは女性センターの学習室利用申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けを行なっています。(なは女性センター規則第2条)

施設利用についての詳細は、なは女性センターホームページからも確認できます。

2024(令和6)年度利用団体登録について

なは女性センター学習室をご利用の際は、事前に「利用者登録申請書」の提出をお願いしています。令和6年度も引き続きご利用予定の団体は更新手続きをお願いします。また、新規利用団体の登録も受付ています。



図書の貸し出しをご希望の方は、「図書カード発行申込書」ご提出後、貸し出しできます。*ご本人確認ができるものをご提示ください。



資料室・交流室のご利用について



★資料室
県内外の女性情報誌・ニュースレター等の他、絵本コーナーもあります。



★交流室
図書を読んだり、情報交換の場としてご利用できます。



★女性問題やジェンダーに関する図書の貸し出し及び資料の閲覧ができます。★貸出し期間:2週間 お一人2冊まで

新着本
ご紹介します♪

①『ブラザーズ・ブラジャー』

佐原ひかり 著/株式会社河出書房新社 発行/2021年6月発行

「新しく弟になったのは、ブラを好きな男の子だった」

高校生のちぐさは親の再婚によって、新しく弟になった晴彦と一緒に住むことになりました。ある日、ちぐさが晴彦の部屋のドアを開けると、彼がブラジャーを身にまとう姿を目撃します。驚くちぐさに対し、「ファッションとしてブラジャーを身につけている」と当たり前のことのように話した晴彦。ちぐさは、自分が今まで考えもなかった感覚に出会い、戸惑いながらも晴彦を理解しようとして、自分と違う誰かに寄り添う温かさに気付ける物語です。



②『ぼくのまつり縫い』手芸男子は好きっていけない

神戸遥真 作/井田千秋 絵/株式会社偕成社 発行/2019年11月 発行

「好きなものを、他の人に笑われるのってへんじゃない?」

中学生の針宮優人は、ピンクが好き。フリルやレースが好き。お裁縫が大好き。だけど、皆にバレたら「男子なのに」とか「女子かよ」と言われるのが嫌だから、言えない。それなのに、同じクラスの糸井さんに本当は裁縫が得意ってことを知られてしまって…。お裁縫が大好きなのに、一方でそれを恥ずかしうてしまう優人が自分の気持ちに向き合っていく物語です。



相談室「ダイヤルうない」

周囲に話せる人がいない、自分の気持ちをわかってもらえない。そんな時、「ダイヤルうない」を利用してませんか。生きがい、家庭の問題など、女性の抱える様々な相談に応じ、自分の意思で人生を選択するために情報提供し、サポートします。

- 電話相談 ● 面接相談(女性のみ・要予約)
- 法律相談(女性のみ・予約制)



098-861-7515

月～土 午前9時～12時／午後1時～5時

「ストップ・DV」情報提供

相談室「ダイヤルうない」では、ドメスティック・バイオレンス(DV)で悩む方を支援するための情報提供を行っています。詳しくは相談室「ダイヤルうない」へお問い合わせください。

性の多様性に関する相談

あなたが「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるように、一緒に考えます。どなたでもご相談ください。

周辺地図



- モノレール「古島駅」から10分
 - 新都心区内(10番)なは市民協働プラザ前バス停すぐ(8番)銘苅1丁目バス停5分 (99番)那覇国際高校前7分
 - 県道82号線側 古島バス停10分
 - 国道330号線側 真嘉比バス停・興南高校前バス停各10分

駐車場のご利用について

「なは市民協働プラザ」の地下駐車場と消防局隣の「ナハメカルパーキング」をご利用ください。ご利用は**有料**です。センター利用者は、料金の一部が免除されますので「駐車券」を事務室にお持ちください。

☆なは女性センター利用者の一部免除料金

最初の2時間まで	100円
最初の2時間を超え1時間ごとに	100円
※利用時間が1時間に満たない場合は1時間として計算。	

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録

「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」は、市長がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合、その関係について登録簿へ登録し、「登録証明書」及び「登録証明カード」を交付するものです。

登録数 59 組
うちファミリーシップ 4 組
2024年3月15日現在
これまでに登録された方へも「登録証明カード」の交付ができます。

- 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)の理念に基づく取り組みです。登録によって何らかの法律上の効果(相続、税金の控除など)が生じるものではありません。
- お問い合わせ・申請の予約
TEL. 098-951-3203 ◆月～金:午前9時～午後5時
* 祝日、慰霊の日(6/23)、年末年始(12/29～1/3)を除く

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関するお知らせ



令和6年3月11日から、パートナーシップ・ファミリーシップ登録をした方の住民票の続柄を申請により、「縁故者」として記載できるようになりました。

- * 同一世帯で一方が世帯主である場合のみ。
- ◆ 対象者: 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿へ登録を行っている市民
- ◆ 申請場所: ハイサイ市民課(那覇市役所本庁舎) 三支所(真和志・首里・小祿)
- * 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等をご提示ください。

詳しくは、ハイサイ市民課までお問い合わせください。
◆ お問合せ ハイサイ市民課 住民記録グループ
TEL. 098-862-3274 (那覇市役所本庁舎: 泉崎1-1-1)

レインボー交流会の開催について

「交流の場がほしい」「性の多様性について語りたい」といった声から生まれた誰でも参加できる交流会です。

開催予定が決まり次第お知らせいたします。
主催: 市民団体ていーだあみ
メール: tiidaami.okinawa@gmail.com



「フェイスブック」でもお知らせしています♪

◆なは女性センター講座について

* 受講希望の講座は、なは女性センター窓口、電話、FAX、申込みQRコードでお申し込みください。また手話通訳、一時保育(現在休止中)の利用は、那覇市在住・在勤・在学の方が対象です。(事前予約が必要)

お問合せ

那覇市銘苅2-3-1(なは市民協働プラザ1F Aコア)
TEL. 098-951-3203 FAX. 098-951-3204
Email: s-heidan002@city.naha.lg.jp
なは女性センターホームページQRコード⇒



令和6年4月1日から開館時間は下記の通常の時間となります。ご利用の皆さまには、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。ご理解とご協力で厚く御礼申し上げます。

開館時間	休館日
月～金: 午前9時～午後9時	年末年始(12/29～1/3)
土曜日: 午前9時～午後5時	日曜日・祝日・慰霊の日(6/23)